**〔別紙〕**

**改善命令事項**

**（１）人員基準の遵守について**

ア　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業を行う事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5以上と定められていることから、訪問介護員等の員数を常勤換算方法で2.5以上とすること。

（根拠：市基準条例第7条・基準省令第5条第1項・市基準要綱第5条第1項）

イ　指定訪問介護事業者は、常勤の訪問介護員のうち、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないとされ、また、サービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護に従事する者を充てなければならないとされていることから、サービス提供責任者の配置に当たっては、常勤かつ専従できる者であって、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者を任命すること。

（根拠：市基準条例第７条・基準省令第5条第2項、第4項・市基準要綱第5条第2項、第4項）

**（２）運営基準の遵守について**

ア　指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者及び利用者家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について、利用申込者の同意を得ることとされていることから、重要事項説明書などの書面によって、利用申込者の同意を確認すること。

（根拠： 市基準条例第７条・基準省令第8条第1項・市基準要綱第8条第1項）

イ　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録することとされていることから、提供した具体的なサービスの内容等を記録すること。なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存すること。

（根拠：市基準条例第7条、第10条・基準省令第19条第2項、第39条第１項・市基準要綱第19条第2項、第39条第1項、第2項）

ウ　指定訪問介護の基本取扱方針は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならないとされ、指定訪問介護の具体的取扱方針において、指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営む上で必要な援助を行うものとされている。

そのため、サービス提供責任者は、指定訪問介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針を理解し、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護の目標、当該目標達成のための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成し、その内容について、利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得たうえで、当該訪問介護計画を利用者に交付すること。

この場合において、同意を得た訪問介護計画については、その実施状況を把握し、必要により当該訪問計画の変更を行うこと。

（根拠：市基準条例第７条・基準省令第22条第1項、第23条、第24条第1項、第3項、第4項、第5項）

エ　管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならないとされ、従業者に運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとされていることから、サービス提供責任者及び訪問事業責任者の業務遂行はもとより、事業所の従業者及び業務を一元的に管理し、従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。

また、サービス提供責任者及び訪問事業責任者は、基準省令及び市基準要綱に規定されている業務を行うこと。

（根拠：市基準条例第7条・基準省令第28条第1項、第2項、第3項・市基準要綱第25条第1項、第2項、第3項、第48条第1項、第2項、第3項）

オ　指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

したがって、貴法人が経営する「シェアハウス」（遠賀郡水巻町下二西三丁目3番10号）の勤務体制と明確に区分し、指定訪問介護事業所として管理者、サービス提供責任者及び訪問介護員等の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別などの勤務体制を明確にし、必要な人員が欠如することがないよう適切な勤務体制を定めること。

（根拠：市基準条例第7条・基準省令第30条第1項、第2項・市基準要綱第28　条第1項、第2項）

注）

・「市基準条例」：北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

（平成24年北九州市条例第51号）

・「基準省令」：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

（平成11年厚生省令37号）

・「市基準要綱」：北九州市予防給付型訪問サービス及び生活支援型訪問サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱